

阪南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程を
公布する。

平成31年 4 月 1 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第11号

阪南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例
施行規程

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条―第 4 条）
- 第 2 章 給水装置工事（第 5 条―第 10 条）
- 第 3 章 給水（第 11 条―第 13 条）
- 第 4 章 料金、使用料、加入金及び負担金（第 14 条―第 31 条）
- 第 5 章 貯水槽水道（第 32 条）
- 第 6 章 雑則（第 33 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、別に定めがあるもののほか、阪南水道事業（大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第 2 号）第 3 条第 2 項第 1 号イに定める阪南水道事業をいう。以下同じ。）に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規程の用語の意義は、条例の定めるところによる。

（管理人の選定又は変更の届出）

第 3 条 条例第 6 条第 1 項の規定による管理人の選定を求められたときは、直ちに次に定めるところにより企業長に届け出なければならない。条例第 7 条第 2 項第 1 号に規定する管理人又はその住所に変更があったときの届出も同様とする。

（1）給水装置を共有するとき 所有者の連署

（2）共用給水装置を使用するとき 使用者の連署

（届出義務者）

第 4 条 条例第 7 条第 1 項各号及び第 2 項各号に該当するときの届出義務者は、次のとおりとする。

（1）給水を受けることを中止するとき 使用者

（2）給水装置を廃止するとき 所有者

（3）給水装置の用途を変更するとき 使用者

（4）消防の演習のため私設消火栓を使用するとき 使用者

- (5) 使用者に変更があったとき 使用者
- (6) 所有者に変更があったとき 所有者
- (7) 代理人に変更があったとき 所有者又は代理人
- (8) 管理人に変更があったとき 使用者、所有者又は管理人
- (9) 共用給水装置の使用の戸数又は箇所数に変更があったとき 使用者
- (10) 貯水槽を設けて2以上の独立した住宅等の施設に給水する場合において、給水装置を使用する戸数又は箇所数に変更があったとき 使用者
- (11) 消防のため私設消火栓その他の給水装置を使用したとき 使用者

第2章 給水装置工事

(給水装置工事の申込み)

第5条 条例第10条第1項の規定による申込みをしようとする者（以下「工事申込者」という。）は、所定の事項を記載した申込書を提出しなければならない。

2 条例第10条第1項ただし書の企業長が定める工事は、修繕又は撤去の工事とする。

3 条例第10条第2項の規定により、第1項の申込みの際、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

(1) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき 所有者の同意書

(2) 他人の所有地を通過して給水装置を設置するとき 土地所有者の同意書

(3) その他特別の理由があるとき 利害関係人の同意書又は工事申込者の誓約書

4 前項に規定するもののほか、企業長が必要と認めるときは、建築確認の通知書の写し又は建築確認済証明書の提出を求めることができる。

5 工事申込者は、給水装置工事が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ企業長と協議しなければならない。

(1) 貯水槽水道を設置する給水装置工事

(2) 口径50ミリメートル以上の給水管の布設を伴う給水装置工事

(給水装置工事の施行)

第6条 条例第11条第1項の規定により設置した給水装置及びその管理に関し、利害関係人その他の者から異議があるときは、工事申込者の責任とする。

2 条例第11条第2項ただし書の企業長が定める工事は、修繕又は撤去の工事とする。

3 条例第11条第2項第2号のその他企業長が必要と認めるときは、現場立会い及び水圧検査を行うときとする。

(給水装置工事の変更又は取消し)

第7条 工事申込者は、給水装置工事の変更又は取消しをしようとするときは、直ちに企業長に届け出なければならない。

2 工事申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、給水装置工事を取り消したものとみなす。

(1) 手数料を納期限までに納付しないとき。

(2) 給水装置工事の承認を受けた日から起算して6月を経過しても当該給水装置工事を施行せず、かつ、前項の規定による届出を行わないとき。

(給水装置の構造及び材質)

第8条 給水装置は、給水管、分水栓、止水栓、給水栓及びメーター等をもって構成する。ただし、企業長において必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。

2 給水装置工事は、水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第5条に規定する基準により設計し、施行しなければならない。

3 企業長は、条例第11条第2項の設計審査又は工事検査において、指定給水装置工事事業者に対し、当該設計審査又は工事検査に係る給水装置工事で使用される材料が政令第5条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

4 企業長は、前項の規定により求めた証明が提出されないときは、材料の使用を制限し、又は禁止することがある。

(受水槽の設置)

第9条 一時に多量の水を使用する箇所その他企業長が必要と認める箇所には、受水槽を設けなければならない。この場合の水質の保全等に係る分界点は、受水槽の入水口とする。

(給水管及び給水用具の指定)

第10条 条例第13条第1項の規定に基づく構造は、次に掲げる基準によるものとする。

(1) 配水管への取付口位置は、他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離れていること。

(2) 配水管への取付口における給水管の口径は、給水装置による水の使用量に対し、著しく過大でないこと。

(3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。

(4) 水圧、土圧、その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。

(5) 凍結、破損、浸食等を防止するための適切な措置が講じられていること。

(6) 給水装置以外の井戸、その他の供給管と直接連結されていないこ

と。

(7) 水槽、プール、流し、その他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講じられていること。

2 条例第13条第1項の規定により企業長が指定する材質は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 工業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条第1項の規定により主務大臣が指定した品目であって、同項により鉱工業品又はその包装容器若しくは送り状に同法第17条第1項に規定する日本工業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が付されたもの

(2) 製品が政令第5条に適合することを認証する機関がその品質を認証したもの

(3) 製造又は販売業者が自らの責任において、製品の政令第5条に定める構造及び材質の基準への適合性を証明したもの

(4) 口径40ミリメートル以下の給水管

耐衝撃性硬質塩化ビニル管

二層式ポリエチレン管（第1種）

(5) 口径50ミリメートル以上の給水管 別に定める。

3 前項の規定にかかわらず、施行技術その他の事由により、企業長がやむを得ないと認めるときは、前項に規定する材質以外の材料を使用することができる。

4 企業長は、指定した材質について、地質その他の理由によりその使用が適当でないと認めるときは、当該材質の使用を制限することができる。

5 給水管の口径は、その用途別所要水量及び同時使用率を考慮して適当な大きさに決めなければならない。

6 条例第13条第1項の規定により企業長が指定する構造は、公道内については道路管理者の許可要件を満たし、宅地内においては30センチメートル以上の深さに埋設しなければならない。ただし、技術上その他やむを得ないときは、この限りでない。

第3章 給水

（メーターの設置）

第11条 条例第20条の規定によるメーターの設置の基準は、1建築物に1個とする。ただし、企業長が給水及び建築物の構造上特に必要であると認める場合は、この限りでない。

2 同一使用者が同一敷地内に設置する2以上の建物で給水を受けるときは、当該2以上の建物を1建築物とみなす。

3 工事その他一時使用については、その都度定める。

- 4 受水槽を設けるものについては、受水槽ごとに1個とする。ただし、企業長が使用水量を計量するため特に必要と認めるときは、受水槽以下の装置に別に定める基準によりメーターを設置することができる。
- 5 メーターは、次に掲げる基準により設置する。
 - (1) 原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内
 - (2) 原則として公道に面した最も近い位置
 - (3) 検針及び取替作業を容易に行うことができる場所
 - (4) 衛生的で損傷、凍結のおそれがない場所
 - (5) 水平に設けることができる場所
- 6 保管者において、メーターの位置を変更しようとするときは、あらかじめ企業長に申し込み、承認を受けなければならない。
- 7 家屋改築その他のため、メーターの点検に支障があるときは、企業団においてメーターの位置を変更することができる。
- 8 前2項に規定する変更に必要な費用は、使用者又は所有者が負担しなければならない。ただし、企業長の認定によって、これを徴収しないことがある。

(メーターの保管)

第12条 保管者は、メーター又は附属器具を亡失し、又は毀損した場合は、直ちに企業長に届け出なければならない。

- 2 条例第21条第3項に規定する損害の賠償額は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) メーターを亡失したときは、届出時のメーター購入価格
 - (2) メーターを毀損したときは、届出時の修繕費用額。ただし、修繕が不可能なときは、届出時のメーター購入価格
 - (3) 前2号において、企業団がメーターを取り付けたときは、その費用を加えた額

(給水装置及び水質の検査の請求)

第13条 条例第24条第1項の検査は、企業長が必要がないと認める相当の理由があるときは、その請求を拒むことができる。

- 2 条例第24条第2項の特別の費用を要したときは、次に掲げるときとする。
 - (1) 給水装置については、その構造、材質若しくは機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき。
 - (2) 水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

第4章 料金、使用料、加入金及び負担金

(料金及び使用料)

第14条 条例第26条第1項の料金又は同条第2項の使用料の計算において、金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

- 2 条例別表第2第2項の企業長が定める額は、2,858円とする。
- 3 条例第26条第4項に規定する用途の適用基準は、次のとおりとする。

用途	適用基準
家事専用	家事用として使用するもの
家事共同	集団住宅等で親メーターから分水給水を受け、共同にて家事用として使用するもの
家事共用	家事専用の給水栓を2戸以上が共用して家事用として使用するもの
営業・会社・官公署用	営業、会社、工場又は官公署用に使用するもの
公衆浴場用	公衆浴場法（昭和23年法律第139号）に規定する公衆浴場に使用するもの
工事・その他一時使用	工事、散水その他臨時の用に使用するもの

- 4 1月の使用水量が基本料金に係る使用水量の限度に達しない場合であっても、所定の基本料金を徴収する。

（定例日）

第15条 条例第27条の定例日は、毎月15日までの間に設けるものとし、各地区の定例日は、別に定める。

（使用水量の端数処理）

第16条 条例第28条（第4項を除く。）の規定による使用水量の計量において、メーターの指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を次の計量に繰り越すものとする。ただし、メーターの取付け又は取外しをした月は、この限りでない。

- 2 条例第28条第4項の規定による使用水量の計量において、メーターの指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- 3 条例第28条第1項後段の規定により使用水量を各月均等とみなしたときに、1月当たりの使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、前月分の端数を切り上げるものとする。

（定例日以外の日メーターの点検を行ったときの料金）

第17条 条例第28条第3項の規定により定例日以外の日使用水量を計量したときの料金及び使用料の算定については、同条第4項の規定を準用する。

（使用水量の認定）

第18条 条例第29条の規定による使用水量の認定は、次の各号のいずれかによるものとする。

- (1) 前3月間の使用水量その他の事情を考慮して認定する。

(2) 前年度同期の使用水量を考慮して認定する。

(給水装置の破損等による場合の消費水量)

第19条 給水装置の破損のため多量に出水したと認められる場合又はメーターの下流にある私設消火栓を消防のために使用した場合は、消費水量を査定する。ただし、条例第7条に規定する届出義務又は条例第23条第1項に規定する管理義務を怠っていたとき又は故意に毀損したときは、この限りでない。

2 配水管又は給水管の工事その他避けることのできない事故のため、給水栓から濁水を放出したときは、メーター指示量から差し引きしない。

(特別な場合における料金及び使用料の算定)

第20条 条例第30条第1項第1号に規定する計量期間の途中で給水を開始し、中止し、若しくは停止し、又は給水装置を廃止したときの料金及び使用料は、1月分として算定する。

2 条例第30条第1項第2号に規定する計量期間の途中で用途に変更があったときの料金は、その使用日数が多い方の用途により算定する。ただし、使用日数が等しいときは変更後の用途による。

3 条例第30条第1項第3号に規定する計量期間の途中でメーターの口径に変更があったときの料金は、その使用日数が多い方の口径により算定する。ただし、使用日数が等しいときは、変更後の口径による。

(給水の中止又は給水装置の廃止の届出のない場合の料金等)

第21条 条例第33条第3項の規定により、条例第7条第1項第1号又は同項第2号に規定する届出がないときは、水を使用しない場合であっても基本料金及び使用料を徴収する。

(加入金)

第22条 条例別表第3第3項の企業長が定める額は、次のとおりとする。

メーターの口径	金額
200ミリメートル	円 28,170,000
250ミリメートル	48,570,000
300ミリメートル	76,770,000
350ミリメートル	112,590,000
400ミリメートル	157,230,000
450ミリメートル	211,290,000
500ミリメートル	274,680,000

2 加入金は、工事の申込みの際、納入通知書により納付しなければならない。

3 集合住宅、住宅団地、貸家等賃貸のものにあつては、家主及び借受人が連帯して納付の義務を負う。

- 4 給水を受けている者が使用量の増加により、メーター口径に応ずる使用水量限度を超えて使用することとなったときは、企業長は使用者等に対し、使用水量に応じた給水装置の改造等適切な処理をさせ、条例第36条第1項の規定により、加入金の差額を納付させることができる。
- 5 前項の適用においては、使用水量3月（連続）分の平均実績により判定する。
- 6 既設の給水装置を改造する場合、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額の加入金を追加納付しなければならない。
 - (1) 同一の所有者が同一敷地内で既設給水装置を増径するときは、増径後のメーターの口径に係る額と増径前のメーターの口径に係る額との差額を納付しなければならない。この場合、廃止する既設給水装置については、配水管の取付口及び公道に布設した給水装置を撤去しなければならない。
 - (2) 専用給水装置又は共用給水装置をメーター2個以上に分岐しようとするときは、新設するメーターの口径に係る額を納付しなければならない。
- 7 次の各号のいずれかに該当するときは、加入金を要しない。ただし、メーター口径を増径するときは、差額を納付しなければならない。
 - (1) 同一の所有者が同一敷地内で既設給水装置を撤去（廃止）し、新たに給水装置を新設するとき。
 - (2) 給水装置の所有者の変更があったとき。
 - (3) 既設メーターの口径を減径するとき。ただし、減径後再び減径前のメーター口径に復するとき、差額を納付しなければならない。

（特殊な場合の加入金）

第23条 特殊な給水装置を設置する場合の加入金については、前条に規定する加入金と均衡を失しないようその都度定める。

（開発行為の事前協議）

第24条 条例第41条の2の規定により、配水管の新設若しくは布設替又はその他の水道施設の新設又は変更の工事を必要とする場合は、当該工事の申込者は、開発の規模、位置、時期等を記した申請書又は事前協議書を提出しなければならない。

（開発負担金の額の決定等）

第25条 企業長は、前条に規定する申込みを受け内容を審査し、事業運営に支障がないと認めるときは、第3項の規定により施設の設置に必要な開発負担金の額を決定し、工事の申込者から納付させる。ただし、開発負担金は前納とし、納入通知書の発行から30日以内に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により工事の施行を認めたときは、必要に応じ企業長と当該工事の申込者との間で協定書を結ぶものとする。

3 開発負担金の額は、次に掲げる費用について、設計金額に基づき算出した額の合計額とする。

(1) 材料費

(2) 労力費

(3) 道路復旧費

(4) 間接経費

(5) 業務諸費（前各号の合計額の20パーセント以内とする。）

4 前項に定めるもののほか、特別に費用を必要とするときは、その費用を加算する。

5 工事に相当の変更が生じたときは、第1項で決定した開発負担金の額との差額を還付し、又は追徴するものとする。

6 工事の申込者が第1項の規定により指定する期限までに開発負担金を納付しないときは、前条に規定する申込みを取り消したものとみなす。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

7 条例第41条の2第1項の工事において、企業団が配水管の優先布設工事をした場合、当該工事の申込者及び布設後当該配水管から分岐を受けることにより利益を得る者から受益の限度において工事負担金を徴収することができる。

（開発行為に伴う工事の施行及び譲渡）

第26条 条例第41条の2第1項の工事の設計及び施行は、企業長が行う。

ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、工事の施行について企業長が指名する事業者の中から工事の申込者が選定した者により施行することができる。

2 前項ただし書の規定により企業長が認める事業者が企業団の監督のもとに工事を完成し、工事検査に合格した後は、企業団に無償で譲渡しなければならない。この場合の工事保証期間は、協定書に定めるものとする。

3 前項の規定により企業団が譲渡を受ける場合において、改良の必要があるときその他維持管理上特別な費用を要すると認められるときは、別途協議の上、その経費を徴収することができる。

（料金の収納方法）

第27条 条例第43条の2のその他の企業長が定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 訪問集金による方法（企業長が特に必要があると認める場合に限る。）

(2) 私人への委託による収納の方法

(3) その他企業長が適当と認める方法

（料金の納期限）

第28条 料金の納期限は、計量日の属する月の翌月の末日とする。

（料金の督促）

第29条 企業長は、使用者又は管理人が納期限までに料金を納付しないときは、次に掲げる督促手続を行う。

（1）1次督促として納期限後30日以内に督促状を発送し、督促に係る納期限（以下「督促納期限」という。）は発送日から起算して7日を経過した日とする。ただし、口座振替による督促納期限については、督促納期限後の最初の口座振替日とする。

（2）2次督促（停水予告を伴う督促をいう。以下同じ。）として前号の督促納期限後30日以内に再び督促状を発送し、2次督促の督促納期限は発送日から起算して7日を経過した日とする。ただし、口座振替による督促納期限については、2次督促の督促納期限後の最初の口座振替日とする。

2 前項の督促手続は、普通郵便による督促状の発送をもって完了したものとする。

（料金等の減免）

第30条 条例第44条の公益上その他特別の理由があると認めるときは、次に掲げるときとする。

（1）水道料金が不可抗力による漏水に起因するとき。

（2）その他企業長が公益上特別の理由があると認めるとき。

2 条例第44条の規定による減額又は免除を受けようとする者は、その理由等を記した申請書を企業長に提出しなければならない。

（料金等の領収）

第31条 料金等に関する領収書は、企業出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により阪南水道事業に係る料金等の徴収又は収納の事務を受託している者の領収印があるものに限り有効とする。

第5章 貯水槽水道

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査）

第32条 条例第46条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

（1）次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検その他有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上覧に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

第6章 雑則

(委任)

第33条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(阪南市との水道事業の統合に伴う経過措置)

2 この規程の施行の日前に、大阪広域水道企業団への水道事業統合に伴う関係規則の整理に関する規則（平成31年阪南市規則第1号）第4条の規定による廃止前の阪南市水道事業給水条例施行規則（平成10年阪南市水道事業規則第20号）その他の水道事業に関する規程（以下「市規程等」という。）の規定によりなされた申込み、手続その他の行為は、この規程中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。